

令和6年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）議事録

1 日時

令和6年4月16日（火）午後3時から午後5時まで

2 会場

都庁第二本庁舎 31階 特別会議室27

3 出席者

荒井委員、池庄司委員、小野田委員、風間委員、金子委員、清野委員（副会長）、小池委員、佐藤委員、執行委員、中西委員（会長）、袴田委員、比嘉委員、平原委員、細田委員、武藤委員、矢野委員、山口委員

（欠席：池谷委員、勝嶋委員、田中委員）

4 議事

- （1）諮問
- （2）採択の制度について
- （3）審議 「教科書の採択方針について」
- （4）答申

令和6年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）

開会、会長・副会長選出

【管理課長】 本日は御多忙のところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は指導部管理課長の荒木と申します。着座にて失礼させていただきます。会長が選出されるまでの間、進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に委員の出席状況でございますが、本日は20名の委員の方々のうち3名の委員が御欠席でございます。現在17名の委員の皆様が御出席いただいております。審議会規則第6条で定められております定足数は半数以上に達しておりますので、東京都教科用図書選定審議会の第1回会議を開会させていただきます。

配付資料といたしまして、机上に議事次第、審議会委員名簿、事務局職員名簿、座席表、委嘱状又は発令通知書がございますので、御確認をお願いいたします。なお、委嘱状等につきましては、本来、委員の皆様お一人お一人に交付をさせていただくべきところでございますが、会の進行上、大変恐縮でございますが、既にそれぞれのお席の上に配付させていただきますので御了承いただければと存じます。

なお、本日はタブレット端末を利用したペーパーレス会議で実施いたします。説明資料はタブレット端末に保存されてございます。説明者のホスト端末の画面が皆様の画面と同期しております。画面の文字が小さいときなどは、御自身で拡大することができますので、適宜操作をしていただければと思います。操作方法が御不明な場合、またトラブル等がございましたら、お声がけいただければ対応いたしますのでよろしくお願いいたします。

また、マイクは皆様の机の前でございますものを御利用ください。ボタンを押して赤いランプがつかますと使用することができます。

それでは、初めに委員の皆様を御紹介させていただきます。誠に恐縮でございますが、お手元の名簿順に現職、氏名など一言御紹介をお願い申し上げます。また、マイクの関係上、着座にてお願いいたします。

それでは、荒井委員からお願いいたします。

【荒井委員】 武蔵野市教育委員会で指導課長をしております、荒井友香と申します。よろしくお願いいたします。

【池庄司委員】 文京区立第十中学校主幹教諭をしております、池庄司好美です。よろしくお願いいたします。

【小野田委員】 東京都特別支援学校PTA連合会会長の小野田由夏と申します。どうぞ

よろしくお願いいたします。

【風間委員】 東京都公立中学校PTA協議会派遣理事、風間由紀子です。よろしくお願いいたします。

【金子委員】 豊島区の教育長、金子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【清野委員】 渋谷区立渋谷本町学園校長、清野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【小池委員】 都立北特別支援学校長の小池です。よろしくお願いいたします。

【佐藤委員】 日本体育大学教授の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

【執行委員】 大田区立入新井第一小学校長の執行と申します。よろしくお願いいたします。

【中西委員】 十文字学園女子大学の中西と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【袴田委員】 東京都教育庁特別支援教育課長をしております袴田でございます。よろしくお願いいたします。

【比嘉委員】 東京都立三鷹中等教育学校主幹教諭の比嘉竜也です。よろしくお願いいたします。

【平原委員】 府中市教育委員会教育委員の平原です。どうぞよろしくお願いいたします。

【細田委員】 大田区教育委員会指導課長の細田真司です。どうぞよろしくお願いいたします。

【武藤委員】 私立の芝中学高等学校長の武藤です。よろしくお願いいたします。

【矢野委員】 都立墨東特別支援学校の指導教諭をしております、矢野と申します。よろしくお願いいたします。

【山口委員】 桜美林大学に所属しております、山口と申します。よろしくお願いいたします。

【管理課長】 ありがとうございます。なお、本日は池谷委員、勝嶋委員、田中委員が御欠席となっております。以上の方々を委員としてお願いしてございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に事務局の職員について自己紹介をさせていただきます。こちらも着座にて失礼させていただきます。それでは指導部長から。

【指導部長】 指導部長の山田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【管理課長】 それから私、管理課長、荒木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【義務教育指導課長】 義務教育指導課の坂本です。どうぞよろしくお願いいたします。

【特別支援教育指導課長】 特別支援教育指導課の中村でございます。よろしくお願いいたします。

【高等学校教育指導課長】 高等学校教育指導課の市村です。よろしくお願いいたします。

【管理課長】 それから次に、本選定審議会は審議会規則第4条で、会長及び副会長1名を置くこととし、委員が互選することとなっております。会長及び副会長は委員の互選により決めることとなっておりますので、御協議をお願いしたいと存じます。互選ということでございますので、御推薦等ございましたら、よろしくお願いいたしますと思います。

お願いいたします。

【小池委員】 事務局で案がありましたらよろしくお願いいたします。

【管理課長】 それでは御意見に従いまして、事務局案をお諮りさせていただきたいと存じます。

事務局といたしましては、十文字学園女子大学教授の中西委員を会長にお願いできたらと考えております。4期目でいらっしゃることに、学校での指導経験や、これまでの学識経験を踏まえて御尽力いただけるものと思っております。

また副会長は、渋谷区立渋谷本町学園統括校長の清野委員にお願いしたいと考えております。後ほど御説明いたしますが、今年度は中学校用教科書の採択に関することが中心となりますので、中学校の校長としての指導経験や見識などを踏まえて、御尽力いただけると考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【管理課長】 それでは異議がないということですので、中西委員に会長をお願いしたいと思えます。中西委員、お願いしてよろしいでしょうか。

【中西委員】 承知いたしました。

【管理課長】 それから同じく、清野委員に副会長をお願いしてよろしいでしょうか。

【清野委員】 承知いたしました。

【管理課長】 それでは、お二人とも、会長席、副会長席のほうに御移動をお願いいたします。

それでは、お二人に就任の御挨拶をいただき、以降の進行を会長にお願いいたします。それではよろしくお願いいたします。

【会長】 それでは、マイクの関係もありますので、着座にて御挨拶をさせていただきます。

御推薦を受けました、十文字学園女子大学の中西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

いたします。

本審議会は子供の学びの道しるべとなる教科書を選定するという重要な審議会であると考えております。この会の審議を皆様の御協力を頂きながら、子供たちにとって有効で、学びの力となる教科書について審議していけるよう、どうぞよろしく願いいたします。

【副会長】 渋谷本町学園の清野でございます。大変微力ではございますが、会長をしっかりサポートし、精いっぱい努めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

会議運営決定（取材・傍聴）・教育委員会挨拶

【会長】 それでは、議事に入らせていただく前に、会議の運営についてお諮りいたします。本年度初回の会議ですので、事務局から会議の運営について説明をお願いしたいと思います。

【管理課長】 承知いたしました。東京都では、情報公開の観点から、審議会等の会議について、できるだけ公開することが方針として示されてございます。本会議につきましても、この原則を適用いたしまして、今回も含め3回開催を予定している審議会を原則公開とさせていただくこととしたいと思います。

また、会議の内容につきましても、原則として開示させていただきます。議事録を後日、東京都教育委員会ホームページに掲載させていただきますので、御了承願います。

本日の会議では、会場での傍聴のほか、オンラインでの傍聴をできるようにしてございます。会場での傍聴の申込みはございませんでしたが、オンラインで教育行政研究会1名の取材と2名の傍聴のお申込みがございました。

つきましてはこれ以降の会議を公開といたしまして、オンラインでの報道関係、傍聴の入室の可否につき、御決定いただけますようお願い申し上げます。会議終了まで入室可能となっております。

なお、取材を含む傍聴に当たりましては、傍聴者に事前にお配りしております審議会傍聴要領に従うようあらかじめお願いしております。議事を妨害するような行為があった場合には、この傍聴要領に基づき退場を命じる等の対応をとらせていただくこととなります。会長には傍聴者の入室後、この旨、宣言をしていただきますようお願いいたします。

【会長】 ただいまの説明を受けまして、ここから会議を公開することにつき、御異議がなければ、オンラインという形になりますけれども、入室を許可したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】 それでは、入室ということで、よろしく願いをいたします。

【管理課長】 承知いたしました。

————— (取材・傍聴者オンライン入室) —————

【管理課長】 入室許可しました。

【会長】 それでは、議事に入ります前に申し上げます。本会議においては、「東京都教科用図書選定審議会傍聴要領」に従って傍聴をしていただきます。議事を妨害するような行為があった場合には、傍聴要領に基づき退場を命じる等の対応をとらせていただきますので、御留意ください。

それでは、議事日程に従いまして、東京都教育委員会から御挨拶をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

【指導部長】 教育庁指導部長の山田でございます。第1回東京都教科用図書選定審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

このたび皆様方に、当審議会の委員への就任につきまして御依頼を申し上げましたところ、御快諾をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、本日は年度初めの御多用のところ、御出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本審議会は義務教育諸学校で使用する教科書の採択の適正な実施を図るため、法令に基づき設置されているものでございます。

その役割としましては、東京都教育委員会が行う採択や教科書調査研究資料の作成、そして区市町村教育委員会等ほかの採択権者に対して行う指導、助言等について御意見をいただくという、大変重要なものでございます。

今年度、皆様方にお諮りいたしますことは3点ございまして、「教科書の採択方針について」、「調査研究資料について」、及び「令和7年度に都立の義務教育諸学校で使用する教科書の採択について」でございます。これらの3点について、本日から3回にわたる会議で御審議いただきます。

今年度は4年ぶりに全面改訂となる中学校用教科書について調査研究を行います。その資料について、第2回及び第3回の会議で御審議いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

児童生徒にとってより良い教科書を採択することは、教育委員会が果たす最も重要な役割の一つでございます。東京都教育委員会といたしましては、適正かつ公正な教科書の採択をより一層推進し、区市町村教育委員会等への指導・助言等の充実を図ってまいりたいと思っております。

審議会委員の皆様方に御指導のほどをお願い申し上げまして、簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 事

【会長】 ありがとうございます。それでは、議事に入らせていただきます。まず、東京都教育委員会から諮問をいただきます。

【指導部長】 それでは、諮問文の内容を読み上げさせていただきます。

東京都教科用図書選定審議会長 殿

東京都教育委員会

諮 問

東京都教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第10条及び第13条第2項の規定に基づき、都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択並びに区市町村教育委員会及び国立・私立学校の校長が行う教科書の採択についての指導、助言又は援助を行っている。

については、無償措置法第11条及び同法施行令第8条の規定に基づき、都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択並びに区市町村教育委員会等が行う教科書採択についての指導、助言又は援助を行うため、下記の事項について諮問する。

記

1 教科書の採択方針について

（理由）

教科書の採択に当たって、採択権者が留意しなければならない事項等について、検討を行う必要がある。

2 教科書調査研究資料について

（理由）

東京都教育委員会が作成する教科書調査研究資料が、採択のための資料及び他の採択権者に対する指導、助言又は援助のための資料として適切であるかどうか検討する必要がある。

3 令和7年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について

（理由）

都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択に当たっては、あらかじめ東京都教科用図書選定審議会の意見をきく必要がある。

本日の第1回の審議会で御議論いただき答申をいただくのは、諮問事項1の「教科書の採択方針について」でございます。

諮問事項2の「教科書調査研究資料について」は、第2回及び第3回の審議会で、審議事項3の「令和7年度使用教科書採択について」は、第3回の審議会で答申をいただきます。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【会長】 ただいま諮問を頂戴いたしました。会議を進めてまいりたいと考えておりますけれども、先ほど事務局から、今回、多くの委員の改選があったと伺っておりますので、審議の参考に教科書採択の制度について、まず説明をお願いいたします。

【管理課長】 それでは、少々お時間を頂戴いたしまして、資料1「東京都における教科書制度（義務教育諸学校）」を使いまして、教科書の採択制度の概要について御説明させていただきます。

教科書の定義や採択の仕組み、都道府県教育委員会や審議会の任務、採択のスケジュールなどにつきまして御説明させていただきます。

まず「1 教科書の定義・種類」でございます。

(1) 文部科学省の検定を経て発行される「文部科学省検定済教科書」。

(2) が、文部科学省が著作・編集を行った上で発行される「文部科学省著作教科書」。

(3) が、一般図書「附則9条本」がございます。学校教育法附則第9条第1項に、高等学校や特別支援学校・特別支援学級において、検定済教科書又は文部科学省著作教科書以外の教科書を使用することができることと規定されておりました、具体的には特別支援学校の主に知的障害部門などで使用いたします絵本などがございます。

それから次に「2 教科書の採択」についてでございます。

(1) でございます。文部科学省が作成いたしました教科書目録に登載された教科書の中から、種目ごとに1種の教科書を採択いたします。また、義務教育諸学校の教科書は、4年間毎年度同一の教科書を採択するということになってございます。

「(2) 採択の権限」についてでございます。教科書を採択する権限は、公立学校は所管の教育委員会にございます。区市町村立学校は区市町村教育委員会が、都道府県立学校は都道府県教育委員会が採択いたします。また、国立と私立の学校につきましては、それぞれの校長が採択をすることとなっております。

「(3) 採択の単位」についてでございますが、区市町村立学校は原則区市町村ごと、都立小学校・中学校・中等教育学校前期課程は学校ごと、それぞれ種目ごとに1種の教科書を採択することとなっております。

「(4) 採択の時期」でございますが、毎年度8月31日までに採択をすることとなっております。

次が「3 東京都における教科書採択の仕組み」でございます。

まず(1)でございますが、教科書発行者が文部科学大臣検定に合格した次年度に発行する教科書の届出をいたします。それを受けまして、(2) 文部科学大臣から東京都教育委員会に教科書目録が送付されてまいります。それとともに(3)でございますが、発行者から教科書見本が送られてきます。それを踏まえて採択業務を行うわけでございます。

(6) (7) になりますが、選定審議会の意見をきくため、審議会に諮問し、答申をいただいて業務を進めてまいります。

教科書を採択するに先立ちまして、教科書の調査研究を行います。それぞれの教科書見本を見て、各教科書の特色はどういうものを調べてまいります。調査研究に当たりましては、右側の中ほどに「調査員」とありますが、公立学校の教員等を調査員に委嘱して調査研究を行い、その内容を報告してもらいます。

その上で、(9)でございますが、東京都教育委員会においては、都立学校で使用する教科書について採択いたします。

また、図表下段、左側の区市町村教育委員会や国・私立学校に対しましては、指導・助言・援助といたしまして、東京都教育委員会が作成した調査研究資料等を提供して、それらに基づいて、区市町村等が調査研究をいたしまして、区市町村や国・私立学校がそれぞれ採択業務を行うということになります。

次、「4 東京都教育委員会の役割(義務教育諸学校)」についてでございます。

一つ目として、都立義務教育諸学校において使用する教科書採択の適正な実施を図るために、選定審議会の意見をきいて、採択方針を定め、調査研究を計画し、自ら採択を行います。

2点目は、区市町村の教育委員会や国立・私立の学校の校長が行う採択に関する事務につきまして、選定審議会の意見をきいて、採択方針の通知や調査研究を提供するなどして、適切な指導・助言・援助を行います。

3点目でございますが、教科書採択地区を設定することとなっております。東京都の採択地区は全部で54となっております。原則として、それぞれの区市町村で一つの採択地区となっております。西多摩地区、大島地区、三宅地区、八丈地区の4区域につきまして

は、複数の町村が一つの採択地区を構成してございます。

次に、「5 東京都教科用図書選定審議会」についてでございます。

都道府県の教育委員会が、採択に関しまして、指導・助言や援助を行おうとするときには、あらかじめこの審議会の意見をきかなければならないということが、法律に定められてございます。

東京都教育委員会の附属機関として設置をされているところで、委員の構成につきましては、条例により20名と定められております。

審議会の設置期間でございますが、毎年度4月1日から採択の期限でございます8月31日まで設置するということになってございます。

所掌事務は、東京都教育委員会の行う採択方針の作成、調査研究資料の作成、その他指導・助言・援助に関する重要事項と、都立義務教育諸学校において使用する教科書の採択に関する事項についてでございます。

次に「6 採択替え・調査研究の年度」についてでございます。

採択替えは原則4年ごとに行います。その際、調査研究を実施しております。採択替えを行う年度を表にまとめてございまして、今年度は、昨年度に新たに検定に合格した中学校用教科書の調査研究を実施いたします。

次に「7 令和6年度に行うべきこと」でございます。

まず一つ目として、今申し上げましたとおり、中学校用教科書の調査研究に関すること。それから二つ目として、都立義務教育諸学校で使用する教科書の採択に関することとなっております。

「※」に書いてあるとおり、都立中学校・都立中等教育学校（前期課程）・都立特別支援学校（中学部）が採択替えとなります。

次に「8 学習者用デジタル教科書」について御説明いたします。

まず、「デジタル教科書とは」ということでございますけれども、文部科学省検定済みの紙の教科書の内容を全部そのまま記録した電磁的記録のことでございます。紙の教科書に代えて使用することが可能となっております。なお、デジタル教科書は無償給与の対象外となっております。

次に、デジタル教科書に期待される点についてです。

メリットの点として、グループ学習などで書き込んだ内容を見せ合うことで効果的に対話的学びを行うことができましたり、拡大表示や音声読み上げ機能の活用によるメリット、デジタル教材との連携により学びの幅を広げたり内容を深めることが容易になることが挙げら

れております。

次に、現在の国の動向でございます。

①につきましては、国で小学校用教科書の改訂時期でございます令和6年度を本格的な導入の最初の契機として捉え、教科・学年を絞って段階的に導入するとしてございます。まず小5から中3を対象に「英語」を全校対象に導入しています。その次に「算数・数学」を導入する方向としています。

また、紙とデジタルについてはどちらか一方ではなく、児童・生徒の特性や学習内容等に応じて適切に組み合わせたハイブリッドに活用していく方向性が示されておるところでございます。

また、②といたしまして、文部科学省が令和3年度から、小・中学校等を対象にデジタル教科書を提供しています。

「英語」については、令和4年度以降、全校を対象に提供。また、「算数・数学」については、令和5年度以降、約5割の学校に提供されておるところでございます。

次に「採択に関する学習者用デジタル教科書の考慮」でございます。

文部科学省の通知におきまして、教科書採択は紙の教科書であることが基本としつつ、令和6年度以降は英語の学習者用デジタル教科書が紙の教科書と併せて提供されることとなっており、令和6年度の中学校英語の教科書採択は、中学校英語のデジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることができると示されたところでございます。

なお、5月上旬頃に、デジタル教科書の一部を見本として文部科学省から提供されてくるという予定となっております。

こちらは参考としての教科書関連の法令でございます。後ほど御覧いただければと思います。

それから、先ほど申し上げましたとおり、国が「採択に関する学習者用デジタル教科書の考慮」という視点を通知しておりますので、デジタルに関する視点については私どもとしても特に注視しているところでございますので、少々、都の取組についても御紹介させていただきます。

まず、「東京都教育ビジョン」でございます。

「『東京都教育ビジョン』の位置付け」を御覧ください。「東京都教育ビジョン」は、国が定めました「第4期教育振興基本計画」を参酌し、東京都教育委員会が定める施策展開の基本的な方針を示すものとなっております。

3の「『未来の東京』に生きる子供の姿、東京の目指す教育」でございますが、学校、家

庭、地域、区市町村、関係機関等が連携して、「誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って自ら学び、育つ教育」を推進することを掲げてございます。

4の「第5次ビジョンの特徴」でございますけれども、3本の柱を設定した上で、12の「基本的な方針」を設定してございます。

これをさらに施策展開の方向性として整理しているのが、5の「『東京都教育ビジョン（第5次）』の体系」というところでございます。

一番右に30ぐらいの項目があるのですけれども、例えば②「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善の推進」でございます。こちらについては、主な施策展開が具体的に書いてございますけれども、こちらの中でも「デジタルを活用したこれからの学び」といったことが記載されてございます。

このほか、東京都では「東京都学校教育情報化推進計画」についても定めてございまして、こちらは先月策定されております。学校教育の情報化を通じて、「すべての子供が将来の希望を持って、自ら伸び、育つ～デジタルの力を活かして、一人ひとりの力を伸ばしていく～」ことを目指しておるところでございます。

説明は以上でございます。長くなりまして恐縮でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

先ほど私の挨拶にもありましたが、教科書は子供たちにとっての学びの道しるべと考えますと、様々な規定の中で、しっかりとした審議が重要かと思っておりますので、採択に向けての法令等の丁寧な御説明ありがとうございました。

また学習用デジタル教科書等についても、加えて御説明いただきました。ただいまの説明に関して何か御質問等ありましたらお受けしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問事項1の「教科書採択の方針について」の審議を進めてまいりたいと思います。

まず諮問事項を、できれば自由に審議していただきたいと思っておりますけれども、先ほども申し上げましたように、今回多くの委員の方が改選されたということもございまして、第1回目でもありますので、いきなりなかなか御意見が出にくいかなと感じております。

参考までに過去の答申がどのような構成と内容になっていたかなどについて、事務局から御説明いただけるとありがたいと思います。よろしく願いいたします。

【管理課長】 会長ありがとうございます。承知いたしました。それでは御説明させてい

たきます。

採択方針の具体的な文言について、御審議いただく参考ということでございますので、過去の採択方針、参考資料の1と2の記載でございます。こちらを御覧ください。

まず参考資料1でございます。こちらは昨年度いただきました答申でございますが、記書きの「1 教科書採択に当たっての留意事項について」につきましては、毎年度同様の内容で答申をいただいているところでございます。

具体的には、東京都教育委員会が次の4点の事項について留意し、総合的に判断をして、自ら都立学校で使用する教科書について採択を行うとともに、区市町村教育委員会など、他の採択権者においても同様の方針で採択するよう指導・助言・援助を行うこととされております。

- (1) 採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適切かつ公正に行うこと。
- (2) 採択権者の教育方針や学習指導要領を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。
- (3) 特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること。
- (4) 各採択地区の実情に応じて、創意・工夫をすること、でございます。

なお、一つの採択地区に複数の教育委員会がある場合におきましては、種目ごとに同一の教科書を採択する協議を行うため、関係教育委員会が採択地区協議会を設置して行うこと。その際、協議会において最終的な合意形成の方法等をあらかじめ定めておくこととされております。

次に、2でございます。2につきましては、教科書の調査研究に当たって東京都教育委員会が留意・検討すべきことについて記載されておりますが、今年度についても、それぞれの項目が参考になるものかと思えます。

- (1) から (4) に、小学校や中学校などの学校種に分けて記載されております。

まず(1)小学校や、それから(2)中学校について、東京都教育委員会は、それぞれの学校で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究することという内容になってございます。

それから、(3)ア、イでございます。都立小学校・中学校・中等教育学校(前期課程)で使用する教科書についてでございます。こちらにつきましては、先ほどの内容に加えまして、小中高や中高一貫教育の特色及び各学校の特色を考慮して調査研究することとされております。

さらに、都立小学校の英語の採択に当たりましては、小学校英語の学習者用デジタル教科

書を調査し、採択の考慮の一事項とすることができることにも配慮して調査研究すること、としております。

こちらは、令和6年度より小・中学校の英語デジタル教科書が本格導入されることに伴い、昨年度の採択替え対象となった小学校英語について、デジタル教科書の扱いが記載されているものでございます。

それから（3）ウの都立特別支援学校で使用する教科書について、児童・生徒の障害の状況や特性を考慮して調査研究することとされています。小学部のデジタル教科書について、先ほどと同様に記載されております。

それから（4）特別支援学級や特別支援学校で使用する一般図書の調査研究について示されております。こちらも御参考ください。

次に、参考資料2でございます。こちらは一昨年度の採択方針でございますが、デジタル教科書を除き、昨年度と同様の内容で答申をいただいております。

以上、御説明した箇所が今年度の採択方針を作成する上で参考になるかと思っております。

また、今年度は先ほど御説明いたしましたとおり、中学校英語の採択について、学習者用デジタル教科書を調査し考慮の一事項とすることができると、文部科学省からも通知されております。このことも踏まえ、御審議いただくことになるかと思っております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。昨年度、一昨年度の諮問について御説明いただきました。御理解いただけましたでしょうか。

それではそれを参考に、本年度のこの諮問事項について、その内容や構成について御審議いただきたいと考えております。

御意見又は御質問がある委員は挙手していただいて、御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

私も、会長としての務めが今年初めてなので、私の緊張感が全体に伝わってしまっているのではないかと思います。どうぞ御自由に御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、今年度は中学校又は特別支援学校の中学部に関わる審議ということになりますので、こちらから少しお聞かせいただければと考えております。

武藤委員、これからの中学校の教科書の採択に当たって、少し御意見、御感想をいただければと思いますが、よろしく願いいたします。

【武藤委員】 私どもは私立でございますので、最終的に御助言をいただく立場にあると

ころであるとは思いますが。最終的には校長が判断をして採択していくところになると
思います。

本校でもデジタル教科書を併用して使ったり、デジタル教科書に偏った年がありました。
だけでも、併用していこうという話も出てきたりもしたりしている現状もございます。

こちらにある4項目、過去のところ見させていただいて、創意工夫であるとか、あとは実
情に配慮するというところは、非常に大事な文言であり、専門的調査を要するというのも、
公正公平ということも、確かに必要なことであろうと思います。

そのような観点から、意見ですけれども、おおむね今までの採択のところと大きく変わる
案件がないのであるならば、それを踏襲していくという形がよいのではないかなと、現状を
理解し切れていないかもしれませんが、私はそのように思っております。

【会長】 口火を切っていただいてありがとうございます。こちらから御指名して、大変
申し訳なかったなと感じておりますけれども、実際に生徒たちを指導している、近い立場と
して、まず口火を切っていただきました。ありがとうございました。

基本的には、前例踏襲という言い方は適切ではないかもしれませんが、今まで審議
を重ねてきたこの公正公平な内容で、そのまま方針を作り上げていくということが適切では
ないかと御意見を頂きました。

この調査研究資料が、区市町村への指導・助言・援助に活用していただけるということ
を考えると、また御指名で大変恐縮ですけれども、荒井委員いかがでしょうか。

【荒井委員】 私も武藤委員の御発言を伺っていて、区市町村としても、ここに書いてあ
る項目それぞれが大変重要な内容だと思っておりますので、前回までの留意事項については、
今年度においても活用すべきではないかなと感じております。

【会長】 それでは、金子委員いかがでしょうか。

【金子委員】 皆さん、おっしゃるとおりで、4年ぶりの採択を本区でも行うわけですけ
れども、基本的に同じようにこういう考え方でいい、あるいは東京都の作られた資料を非常
によく活用させていただいていますので、1点あるのは、先ほどお話に出ていた中学校につ
いての英語のデジタルの部分、5月に来るといいますので、そこから一番大変なのは基
本方針というか、研究資料を作る担当が一番大事なのだろうなと思います。

各教科書についてもたくさんQRコードがついている現状があるので、それは入ってはい
ませんが、ただ議論にはなりますので、その辺りが作成される方の御苦勞がしのげら
れますけれども、頑張ってくださいしかないかなと思います。以上です。

【会長】 金子委員、本当に温かい意見、ありがとうございました。

私も指導部にいた頃、この教科書の調査というのに大変苦勞した記憶がございます。そういった意味では、本当にこれから調査に入る教育委員会の職員の皆さんに、励ましの言葉をいただいたかなと思っています。ありがとうございました。

今、先ほど金子委員から、英語のデジタル教科書に関する調査ということの御苦勞があるのではないかという御質問がありましたけれども、基本的には昨年度の小学校のものに準ずる形になるかと思えますけれども、英語のデジタル教科書について、事務局から調査に関して御説明いただけるとありがたいのですが。

【管理課長】 皆様、御意見ありがとうございます。また、金子教育長、御配慮、温かい言葉をいただきまして本当にありがとうございます。

御指摘いただきましたように、英語につきましては、今、会長からもお話ありましたように、基本的な考え方といたしましては、昨年度の小学校の部分がある程度踏襲といいますか、留意いたしまして、調査を実行してまいりたいと、そのように現時点で考えておるところでございます。

以上、現時点では簡単となりますが、このような形でございます。

【会長】 多くの委員の方から御意見をいただいておりますけれども、何か加えて、御意見、御質問がある委員、いらっしゃるでしょうか。

平原委員から、何か御感想や御意見をお伺いできたらと思うのですが、いかがでしょうか。

【平原委員】 この留意事項に示されている項目を読ませていただきまして、こうしたしっかりした指針が示されることによって、これまでの採択においても適正かつ公正な採択が行われてきたことは感じております。ですから、この諮問を、「前例踏襲ということはよくないかもしれない。」というお言葉がありましたが、しっかりとした指針が示されることによって、ぶれることのない採択につながっていくと思えますので、ぜひこういったものを生かして、また答申していけたらありがたいなと思っております。以上です。

【会長】 それでは、せっかく御出席いただいておりますPTAの委員の皆様からも御意見をいただけたらなと思っているのですが、風間委員から先に、御感想でも結構ですので、御意見、また疑問に思ったことでもありましたらいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【風間委員】 本当にただの保護者なので難しくて、ついていくのがやっとなのですが、生徒たちが本当に教科書を見ることがとても苦手らしいので、タブレットを見てという方が入りやすい部分が多いというのは息子たちを見ていても思うので、そういった部分でみんなが入口が入りやすいのはどうしたらいいかと検討していただいているのはとてもありがたい

など思っているのですが、私自身も学生時代、発音だとか辞書を引いても分からないというのが、今の子どもたちはとても恵まれているなど思っているのですが、このまま続けていただけたら、ありがたいなと思っております。

【会長】 2回以降のときに、実際の教科書を見ていただいているということで、本当に生徒たちが学びやすいものであるかどうかというものを、ぜひ委員からも、今の御感想を踏まえて、見ていただければと思っております。

特別支援学校からの代表として、小野田委員いかがでしょうか。

【小野田委員】 特別支援の支援学級にしる、支援学校にしる、子どもたちは本当に様々ですので、障害の程度ですとか色々なことが様々ですので、こちらの留意事項に「児童・生徒の実情も十分配慮する」と書いていただいていることをすごくうれしく感じました。また、デジタルには子どもたちも非常に慣れておりますので、デジタルの教科書になることによって、色々な子どもが学びやすくなるのかなと感じました。楽しみにしています。ありがとうございました。

【会長】 多くの励ましに近いお言葉をいただいたかなと思っておりますので、ぜひ充実した調査資料を作成いただいて、第2回以降に御提案いただけることを楽しみにしたいと思っております。

どうでしょうか。諮問事項について、その内容や構成について、御審議いただきましたけれども、そのほかに御意見等はございますか。

【執行委員】 事務局に質問させていただきたいのですけれども、デジタル教科書の調査項目で外国語について入れていただいているというところですが、私の記憶が間違っていなければ、今後、国が令和7年度から「算数・数学」についても順次入れていくというところで、この辺の調査の項目として、「算数・数学」についても入れていくのかどうかについて、見直しなども教えていただけたらと思います。以上です。

【会長】 「英語」以外のデジタル教科書の調査に関わる御質問かと承りましたけれども、事務局から御説明いただけるでしょうか。

【管理課長】 御質問ありがとうございます。まず、デジタル教科書、今回「英語」に絞っておりますのは、国で本格導入、実施といったものがまず「英語」となっております。

採択の前の調査研究を行うに当たっての、いわゆる見本本と言いますか、そちらを提供していただけるのが、本格実施になった「英語」のみがまず現時点ということでございます。

ただ、御質問ございましたように、今後、国で、他の教科にも正式な導入ということで見本が提供されるようになってくれば、私どもといたしましても、当然ながら考慮していく方

向にあるかなと思いますが、他の教科につきましては、現時点では確定していることの御案内をできませんので、私どもの恐らくそういうことになるだろうという推測ということで回答させていただきます。

【執行委員】 そうすると、本格実施で見本が届かないと、その調査の対象にならないという理解でよろしかったでしょうか。

【管理課長】 そのような形でございます。

【執行委員】 ありがとうございます。

【会長】 執行委員、どうもありがとうございます。現時点での見本の提供という中での調査ということになりますので、御理解いただければと思っております。

ほかに御質問、御意見等はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、様々な御意見をいただいたと考えておりますので、ここで議事進行の都合上、一旦休憩に入らせていただきたいと思いますと考えております。休憩時間中に、答申の案文を私と副会長で、事務局を交えて取りまとめたいと考えております。会議再開後、諮問に対する答申について、休憩中に作成する答申案に基づき、審議したいと考えております。

【管理課長】 それでは、ただいま休憩のお話を頂戴いたしましたので、現在が3時50分ですので、約20分後ということで、切りよく4時10分の再開とさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【会長】 それでは、今、事務局の時間どおりで休憩に入らせていただきたいと思います。机上有るお茶などを飲んでいただいて、少しリラックスをしていただければと思っております。それでは休憩に入らせていただきます。ありがとうございました。

————— (休 憩) —————

【会長】 それでは、審議を再開いたします。

これまでの議論を踏まえまして、副会長と相談をいたしました。今回の答申案を作成いたしましたので、その案文を、事務局から、ペーパーレスと言われておりますけれども、今回のこれに限っては紙で配付をさせていただきたいと思っております。よろしく願いします。

【管理課長】 それでは答申案を配らせていただきます。

なお、こちらは委員のみに配付させていただきます。答申文につきましては、明日、東京都教育委員会のホームページに掲載し、公表する予定でございますので、よろしく願いいたします。

————— (答申案配付) —————

【管理課長】 それでは、皆様お手元に行きましたでしょうか。
それでは読み上げをさせていただきたいと思います。

令和6年4月16日

東京都教育委員会殿

東京都教科用図書選定審議会

会長 中西 郁

教科書の採択方針について（答申）

令和6年4月16日付で諮問のあった事項のうち、「教科書の採択方針」について下記のとおり答申します。

記

1 教科書採択に当たっての留意事項について

東京都教育委員会は、次の事項に留意し、総合的に判断して、令和7年度に義務教育諸学校で使用する教科書の採択を行うとともに、他の採択権者においても同様の方針で採択するように指導、助言又は援助を行うこと。

- (1) 採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。
- (2) 学習指導要領及び採択権者の教育方針を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。
- (3) 特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること。
- (4) 各採択地区の実情に応じて、創意・工夫をすること。

なお、1採択地区について2以上の教育委員会が存する場合、種目ごとに同一の教科書を採択するための協議について、関係教育委員会は採択地区協議会を設置して行うこと。

また、採択地区協議会における最終的な合意形成の方法等はあらかじめ定めること。

2 教科書の調査研究に当たって留意・検討すべき事項について

(1) 小学校用教科書

東京都教育委員会は、小学校、義務教育学校(前期課程)及び特別支援学校(小学部)で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(2) 中学校用教科書

東京都教育委員会は、中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校(前期課程)及び特別支援学校(中学部) で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(3) 都立の義務教育諸学校で使用する教科書

ア 都立小学校で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立小学校で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、小中高一貫教育の特色及び学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、都立小学校の英語の採択に当たって、小学校英語の学習者用デジタル教科書を調査し、採択の考慮の一事項とすることができることにも配慮して調査研究すること。

イ 都立中学校及び都立中等教育学校(前期課程)で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立中学校及び都立中等教育学校(前期課程)で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、中高一貫教育の特色及び各学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、都立中学校及び都立中等教育学校(前期課程)の英語の採択に当たって、中学校英語の学習者用デジタル教科書を調査し、採択の考慮の一事項とすることができることにも配慮して調査研究すること。

ウ 都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、都立特別支援学校(小学部・中学部)の英語の採択に当たって、小学校英語及び中学校英語の学習者用デジタル教科書を調査し、採択の考慮の一事項とすることができることにも配慮して調査研究すること。

(4) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（以下「一般図書」という。）

ア 東京都教育委員会は、令和6年度使用教科書として採択された一般図書及びその他の図書について検討し、調査すること。

イ 東京都教育委員会は、特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書の調査研究に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、一般図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項やその他参考となる事項等についても、併せて調査研究すること。

以上でございます。

昨年度のものとの違いでございますが、裏面の（3）のイ、なお書き以下に、先ほど委員からも御指摘ございました、デジタル関係の記載をさせていただいております。

それからまた、ウの部分のなお書き以下の中学部、昨年度は小学部でございましたので中学部を加えておるところでございます。

簡単でございますが、説明は以上であります。

【会長】 それでは、今、御説明がありました答申案について審議をしていきたいと考えております。皆様方の御意見を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、金子委員。

【金子委員】 公務のために早退させていただきます。意見だけ申し上げます。この文案で賛成いたします。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

多くの委員からの御意見があったように、今まで積み上げてきた公正な採択に向けての方針ということですので、それを踏まえた形という御提案ですが、ほかにいかがでしょうか。

それでは、せっかく時間がありますので、佐藤委員いかがでしょうか。

【佐藤委員】 私も賛成させていただきます。以上です。

【会長】 それでは、子供たちに近い立場にいる池庄司委員いかがでしょうか。

【池庄司委員】 私もこれまでの積み上げてきたものをこの文面から感じます。賛成いたします。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。比嘉委員いかがでしょうか。

【比嘉委員】 私に関しては、本校が中高一貫校ということで、こちらの新しく入れていただいているデジタル教科書に関しては、これから将来を担っていく子供たちにとってはとても素晴らしい文言だなと思いますので、私からも賛成ということでよろしく願いいたし

ます。

【会長】 教育委員会の立場として細田委員いかがでしょうか。

【細田委員】 私もこの答申案に賛成をいたします。先ほどの審議の内容であるとか、今後のことを考えたデジタル教科書のことにつきまして、明瞭な答申案ができていると考えます。

【会長】 多くの委員から御同意をいただいていると御理解いたしますが、いかがでしょうか。御質問、御意見等ございますか。

それでは、まだまだ今日お伺いしていない委員の方もいらっしゃいますけれども、次回以降に調査研究を具体的にした際に、御意見をいただければと考えておりまして、今回、御審議いただいた答申案については、皆様から御支持をいただいたということで進めてまいりたいと考えております。

それでは、この答申案について、異議がなければ御賛同いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。この答申案を本審議会の答申として決定をさせていただきます。

【管理課長】 ありがとうございます。それではこれから会長から答申の手交を行っていただきたいと思います。

【会長】 それでは、第1回の審議会に対する諮問事項1について、教育委員会に答申をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

————— (会長から指導部長へ答申の受渡し) —————

【指導部長】 承ります。ありがとうございました。

事務連絡、教育委員会挨拶、閉会

【会長】 それでは、次回の日程等、事務局から連絡事項をお願いいたします。

【管理課長】 皆様、ありがとうございました。

それでは次回以降の日程につきまして、御案内させていただきます。議事日程の下段を御覧ください。

第2回でありますが、6月11日の午後、それから第3回は7月4日の午後を予定してございます。詳細につきましては委員の皆様には、後日メールで御案内いたしますとともに、開催日の1週間ほど前に都教育委員会ホームページでお知らせいたします。

説明は以上であります。

【会長】 それでは最後に、東京都教育委員会から閉会の御挨拶をお願いいたします。

【指導部長】 本日は諮問事項について、熱心に御審議の上、答申いただき、誠にありがとうございました。

東京都教育委員会といたしましては、早速この答申の趣旨に即して採択方針を決定し、区市町村教育委員会等、他の採択権者に対して周知徹底してまいる所存でございます。

また、調査研究資料の作成につきましても、早速着手したいと考えております。

なお、次回の審議会につきましては、調査研究資料について御意見をいただきたいと考えておりますので、御多用のところ大変恐縮ではございますが、御出席方よろしくをお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

【会長】 それでは、これをもって会を終了したいと思います。御意見をいただけなかった委員の皆様に対しては、大変失礼をしたと考えております。次回は具体的な調査研究ということになりますので、ぜひ調査研究資料や教科書を見ていただいて、具体的な御意見、御感想をいただければと考えております。

それではこれをもって本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。